

多摩市告示第 2 2 0 号

多摩市立複合文化施設等大規模改修工事基本計画及び基本設計業務委託の一次審査に係る審査委員会設置要綱を次のとおり定める。

平成 2 8 年 4 月 1 日

多摩市長 阿 部 裕 行

多摩市立複合文化施設等大規模改修工事基本計画及び基本設計業務委託の一次審査に係る審査委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 多摩市立複合文化施設等大規模改修工事基本計画及び基本設計業務委託（以下「業務委託」という。）について、参加事業者からの企画提案方式により業務委託の受託候補者を選出するに当たり、参加事業者から提案された内容及びその評価並びに業務委託の受託候補者の一次審査に関する事務について適正に処理するため、多摩市立複合文化施設等大規模改修工事基本計画及び基本設計業務委託に係る審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第 2 条 この要綱において「一次審査」とは、多摩市立複合文化施設等大規模改修工事基本計画及び基本設計業務委託に係る企画提案の参加事業者の中から、多摩市立複合文化施設等大規模改修工事基本計画及び基本設計業務委託に係る選定委員会設置要綱（平成 2 8 年多摩市告示第 2 1 9 号）に規定する多摩市立複合文化施設等大規模改修工事基本計画及び基本設計業務委託に係る選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査の対象とする者を決定することをいう。

(所掌事項)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 一次審査に係る審査基準及び審査方法に関すること。
- (2) 参加事業者からの提案内容の一次審査に係る評価に関すること。
- (3) 一次審査の結果を選定委員会の会長に報告すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、業務委託に関し多摩市長が必要と認める事項

(構成)

第 4 条 委員会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 施設政策担当部長
- (2) 企画政策部施設保全担当課長
- (3) くらしと文化部長
- (4) くらしと文化部文化・市民協働課長
- (5) 環境部長
- (6) 環境部公園緑地課長
- (7) 教育部長
- (8) 教育部副参事

(会長及び職務代理者)

第5条 委員会に会長を置く。

2 会長は、くらしと文化部長をもって充てる。

3 会長は、委員会を総括する。

4 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 委員会の会議は、会長が主宰する。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 会長は、委員会に際し、必要に応じ関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、くらしと文化部文化・市民協働課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、公示の日から施行する。

2 この要綱は、平成28年5月31日限り、その効力を失う。